

警察庁政策評価研究会
第39回議事録

令和4年6月29日開催

警察庁長官官房企画課

第 39 回警察庁政策評価研究会

1 日時

令和 4 年 6 月 29 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 07 分までの間

2 出席者

○ 委員（五十音順）

内山 融 東京大学大学院総合文化研究科教授
木村 光江 日本大学大学院法務研究科教授（座長）
野口 貴公美 一橋大学大学院法学研究科教授
横山 淳 株式会社 PMA グループ代表取締役

○ 警察庁

堀 誠司 長官官房政策立案総括審議官
鎌田 徹郎 長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
森元 良幸 長官官房審議官（警備局担当）
原田 義久 長官官房審議官（サイバー警察担当）
中村 彰宏 長官官房参事官
岡部 隆志 長官官房企画課理事官

3 報告事項

- (1) 令和 4 年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画について
- (2) 令和 3 年度政策評価実施結果報告書（案）について
- (3) 「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言」について

4 議題

- (1) 令和 3 年度実施評価書（案）について
- (2) 令和 4 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）について

5 議事録

（岡部理事官）

それでは、定刻となりましたので、第 39 回警察庁政策評価研究会を始めます。

私は、本日の司会を担当いたします警察庁の岡部と申します。本日先生の皆様方に御挨拶するのは初めてでございます。

議事に先立ちまして、当庁政策立案総括審議官の堀から御挨拶申し上げます。

（堀政策立案総括審議官）

政策立案総括審議官の堀でございます。

本日は、御多忙のところ、委員の皆様方には本政策評価研究会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

御案内のとおり、最近の犯罪情勢でございますが、刑法犯認知件数等の指標の面では一定の改善がみられるところではあります。しかし、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢が続いておりますし、また、特殊詐欺の被害が高水準で推移しているなど、依然として厳しい状況でございます。

このような状況を踏まえまして、国家公安委員会・警察庁におきましては、一層の治安の向上に向けまして、重要施策に関する適切・的確な評価の実施、そして、評価結果の政策への適切な反映等に努めているところでございます。

本日は、皆様から忌憚のない御意見を賜りまして、政策評価の一層の充実を図って参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(岡部理事官)

続いて、出席者の御紹介をさせていただきます。

東京大学大学院総合文化研究科教授の内山委員です。

(内山委員)

よろしくお願いいたします。

(岡部理事官)

続きまして、日本大学大学院法務研究科教授の木村委員です。

(木村委員)

木村でございます。よろしくお願いいたします。

(岡部理事官)

一橋大学大学院法学研究科教授の野口委員です。

(野口委員)

野口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(岡部理事官)

株式会社 PMA グループ代表取締役の横山委員です。

(横山委員)

横山です。よろしくお願いいたします。

(岡部理事官)

続きまして、当庁長官官房参事官の中村でございます。

(中村参事官)

4月から担当しております中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(岡部理事官)

今回の研究会でございますが、説明者となる審議官は、議題ごとに交代で出席することとなりますので、その都度御紹介をさせていただきます。

続きまして、当研究会の座長につきましては引き続き木村委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

ありがとうございます。木村委員よろしいでしょうか。

(木村委員)

はい。大変僭越ですが、引き受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(岡部理事官)

では、ここからは木村座長に司会をお願いしたいと思います。

木村座長、何卒よろしくお願いいたします。

(木村座長)

はい。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

では、審議に入ります前に、当研究会における留意事項について御説明させていただきます。

警察庁の説明に対して質問や発言がある場合には、挙手機能又はチャットを用いて、その旨明らかにしていただければと存じます。また、発言者の発言が聞こえなくなるようなことがあれば、チャットにてお知らせください。

次に、当研究会を一般公開すること及び議事録を公開することの是非について確認させていただきます。総務省から、各省庁が開催する政策評価に関する有識者会議については、原則として一般公開するとともに、議事録を公表することが求められておりますが、当研究会に関しましては、国の治安に関する事柄を取り扱うなどの特殊性を考慮して、一般公開はせず、議事録・議事要旨は、警察庁のウェブサイト上で公開しております。今回も同様の扱いとしたいと存じますので、御了承いただければと存じます。

議事録と議事要旨は、事務局で作成した案を後日皆様に確認していただきますので、その点もよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日の議事に入ります。

まずは報告事項の1及び2について、事務局から御説明ください。

(岡部理事官)

ありがとうございます。事務局から説明をさせていただきます。

まず、報告事項1、「令和4年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画について」です。資料1を御覧ください。

こちらは、本年度評価書を作成する施策について定めたものでございます。昨年の研究会において、案をお示しいたしまして、本年の3月に作成したものでございます。

来年度の政策評価について定める、令和5年度の「国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画」につきましては、報告事項3において後ほど御説明をいたしたいと思ひます。

次に報告事項の2、「令和3年度政策評価実施結果報告書(案)について」です。資料2を御覧ください。

こちらにつきましては、令和3年度中に国家公安委員会及び警察庁が行った政策評価の実施結果及びその政策への反映状況を取りまとめた資料となります。

前回までの研究会で御議論いただいた各評価書に基づく記述、あるいは予算要求等の事実に基づいて構成されておりますので、報告事項といたしました。

1及び2について、私からは以上です。

(木村委員)

どうもありがとうございました。

では、議題に移ります。はじめに、議題1の「オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化」部分について、警察庁から御説明ください。

(岡部理事官)

それでは、ここから資料3の方に移りますので、よろしくお願ひいたします。

議題の説明者は、鎌田刑事局担当審議官です。

(鎌田審議官)

刑事局担当審議官の鎌田でございます。私の方からは、基本目標3「組織犯罪対策の強化」、業績目標2「オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化」について御説明をいたします。

資料3-1の1ページを御覧いただきたく存じます。

業績指標1につきましては、認知件数及び被害総額のいずれも過去5年間の平均値を下回りましたことから、◎と評価しております。

業績指標2につきましては、特殊詐欺の検挙件数は過去5年の平均値を上回ったものの、検挙人員につきましては過去5年間の平均値を下回りましたことから、○と評価しております。

全体の評価としては、業績指標1につきましては目標を達成いたしましたものの、業績指標2につきましては目標の達成に至らなかったことから、○と評価しております。

特殊詐欺につきましては、依然として高齢者を中心に高い水準の被害が発生し、その犯行手口の多様化、巧妙化もみられることから、対策を一層強化してまいりたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。

(木村座長)

どうもありがとうございました。

今の点についてお気付きの点、御質問等ありましたらお願いできますでしょうか。

内山委員お願いいたします。

(内山委員)

どうもありがとうございます。

業績指標2について、検挙人員は過去5年平均を下回ってしまった一方で、検挙件数は平均を上回ったため達成状況は○、ということで、この評価について異論はありませんが、その背景をみると、普通に考えると検挙1件当たりの検挙人員は減っているということだろうと思いますが、その背景、理由は何か、教えていただけますでしょうか。

(鎌田審議官)

検挙件数と検挙人員との関係ですが、1人の検挙人員について、実際に検挙した事案1件だけの検挙にとどまるのか、それ以外にも余罪が出てくるのかというのは、事案ごとにまちまちでありますので、お尋ねについては、一概には説明しづらいところでございます。

(内山先生)

わかりました。ありがとうございます。

検挙1件当たりの検挙人員と考えるのではなくて、1検挙人員当たりの検挙件数ということで、余罪が増えたということなのかどうなのか、そうした点は数字だけ見ても分からないことが気になりまして、もしお分かりになればと思ったのですが、そこは理解いたしました。

この点と関係しますが、他の先生からの御質問に対するお答えとして、特殊詐欺事件の背後にいとみられる暴力団等といった犯罪グループ等の中枢被疑者の検挙等によって組織を弱体化することが重要だとおっしゃっていて、これはまさにそのとおりだと思います。

ただ、検挙件数と人員だけを指標とすると、受け子、出し子のような末端被疑者と中枢被疑者の検挙とを同列に扱うことになると思われるのですが、この点いかがなんでしょうか。下っ端を捕まえても、中枢被疑者を捕まえても同じ1人の検挙人員として評価するよりは、可能かどうか分かりませんが、例えば中枢被疑者にウェイトをかけるであるとか、「いかに中枢に迫るか」といったことをうまく指標化できないかと思ったのですが、もし可能でしたら教えていただければと思います。

(鎌田審議官)

検挙人員の中で、受け子、出し子といった末端被疑者であれば、基本的には、犯罪組織の色が付いていない者が多いというのが実態でございますが、そのような末端被疑者を集めるリクルーターでありますとか、犯行場所の提供役でありますとか、ある程度立場が上の者になってまいりますと、暴力団等の犯罪組織に属する者の割合が増えてくるという実態がございます。

しかし、さらにその上、特殊詐欺によって得られた犯罪収益を我が物にしていると思われる暴力団の幹部でありますとか、そうした中枢被疑者については、なかなか検挙にたどり着いていないという実態もございまして、どのような指標で評価すべきか難しいところでございます。

そもそも、そうした者については、個々の特殊詐欺の事件について、明確に共謀があるということが証拠上認定できないケースが多いことから、特殊詐欺の共犯被疑者として検挙するのは難しいものであります。

ただ、そうした者が背後にいるということは容易に考えられるところですので、中枢被疑者らをターゲットとした情報収集を行い、詐欺罪だけではなく、あらゆる法令に基づいてそのような者を検挙することで、社会隔絶を図り、下層の者への暗黙の指示や圧力を出せなくするといったやり方を進めているところでございまして、背後にいる中枢被疑者については、特殊詐欺の検挙という観点だけで捉えるのは難しいと考えております。

(内山委員)

わかりました。

特殊詐欺の担当が刑事局捜査第二課から組織犯罪対策部暴力団対策課に移ったということで、まさに組織犯罪としての取組がなされることを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

(木村座長)

内山委員ありがとうございました。他にありますでしょうか。

野口先生お願いいたします。

(野口委員)

今、内山先生とのやり取りにありましたように、検挙件数と検挙人員を指標として、これを平均値で上回るか下回るかという評価になっているということについては、もう少し異なる形の評価が可能なのかどうか、私もお伺いしたかったところです。

特に、検挙人員というのは、今のやり取りの中にもありましたけれども、それぞれの人間とか事案によって随分変わってくるということですから、それを平均値で評価することは限界があるのではないかと疑問に思っていた点です。

御説明いただいた資料では、検挙件数と検挙人員が主たる業績指標になっていて、特殊詐欺の検挙率が参考指標になっているのですが、この検挙率が参考指標になっている理由について教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(鎌田審議官)

検挙率につきましては、警察による効果的な取締り等に係る指標として参考になる数値指標であることはもちろんですが、その一方で、これを単一の業績指標とすると、特殊詐欺の被害の推移というのがなかなか表せないものなのだろうと考えているところがございます。

警察におきましては、被害防止対策の推進でありますとか、効果的な取締り等の諸対策を推進しておりますところ、これらの対策の効果を測定するに際しましては、数値を把握することが可能な指標としては、被害防止対策の観点から言いますと、認知件数、被害総額といった指標、それから効果的な取締りにつきましては、検挙件数、検挙人員といった指標が有効であると考えられることから、これらを業績指標としているものでございます。

(野口委員)

ありがとうございました。

素人的な視点かもしれませんが、犯罪の潜在的な母数というものが、政策を推進しているにもかかわらず、悪いことをしようと思う人は依然として悪いことをするのなかなか変わらない、そのようなものだとするならば、件数とか人員で測るよりも、むしろ検挙率の方が、「どれだけ頑張って悪い人を取り締まることができたのか」という指標になるようにも感じましたので、御質問いたしました。説明ありがとうございました。

(木村座長)

どうもありがとうございます。他にありませんでしょうか。

横山先生、お願いいたします。

(横山委員)

ありがとうございます。

先ほどの内山先生の質問に近くなりますが、私の親戚が去年特殊詐欺の被害に遭いまして、その親戚は高齢者なのですけれども、本人はほとんど最初被害に遭った意識はなく、周りに相談したから「これは詐欺じゃないか」と指摘されたというケースでありまして、こうして気付いたものが、ここでいう「認知」になっていると思うんですね。

先ほど野口先生がおっしゃったポイントも、おそらく、ベースとしては「発生件数」があり、発生件数を減らすというところが究極のゴールであるというところだと思います。ただ、発生件数のうちどの程度が認知されているのか、ということが分かりませんでしたので、警察として、おおよそこれぐらいの割合を認知、捕捉できている、というようなものは、感覚的なものといえますか、何かあるのでしょうか。

というのも、認知件数を下げるためには、そもそも発生件数を下げるということが1つありますが、発生した人が届け出ないと認知にならないので、届出がなされない結果として認知件数が下がるということになると、必ずしも善ではないケースもあり得ると思います、お伺いしている次第です。

(鎌田審議官)

認知件数については、先生がおっしゃいましたとおり、警察がその被害の発生を認知したものでございます。

警察として、いわゆる暗数というのでしょうか、これがどれぐらいあるのかということは、まさに暗数でありますので、分からないところでございます。しかしながら、被害に遭われた御本人やその御家族に気付いていただくとともに、警察に届出をしていただきやすい環境を整えることは非常に大事だと思っております。例えば最近では、広報啓発活動の一環として、御家族の絆によって、被害者となり得る高齢者が被害に遭わないようにする、また、被害に遭った場合は御家族の方に気付いていただいて、何度も同じ被疑者から騙されることのないように早めに届出をしていただく、といった取組を行っているところでございます。また、事件の捜査を進めていく中で、被疑者側の電話番号をたどり、その発信元から電話をかけている他の発信先を捜査することで、まだ騙されたことに気付いていなかった被害者の方に警察からアクセスし、被害に遭っていることに気付いていただき、事件として検挙するという場合もございますので、こういった両面の活動をしっかりやっていく必要があるんだろうと認識しております。

(横山委員)

ありがとうございます。

今のお話を聞いておりますと、仕掛けている側から見た件数と、実際に被害を受けて届け出た件数を突合すれば、その概算で認知率が分かるのではないかと思ったのですが、なかなかうまくいかないものなののでしょうか。

(鎌田審議官)

届け出られていない被害の実相に近い数字を導き出すのは、現段階ではなかなか難しいと思っております。

(横山委員)

ありがとうございます。

究極的には、前提条件や仮説に基づくものでもよいので、発生件数を推測することが一定程度できると、より良いものになると感じたところです。

(木村座長)

ありがとうございました。他にありますか。

確かに、組織犯罪として取り組むということで、取締りの方法とかも変わってくるのかもしれませんが、予算についても、場所が変わっただけなのかもしれませんが、増えていることが数字で表れているようですので、非常に期待したいと思っております。

では、続いて、議題1の「国の公安の維持」の部分について、警察庁から御説明いただけますでしょうか。

(岡部理事官)

それでは、ここで説明者の交代をさせていただきます。

森元警備局担当審議官です。

(森元審議官)

警備局審議官の森元でございます。よろしくお申し上げます。

私からは、令和3年度実績評価書に基づきまして、御説明を申し上げます。

まず、基本目標5業績目標1「重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処」についてです。

業績指標1の達成目標でございますが、「国内外の情勢に応じた警備措置を行い、警備対象の安全を確保する」としておりました。

令和3年度中ですけれども、菅総理、岸田総理の海外訪問のほか、オリパラ大会における天皇陛下の行幸等に際しまして、情勢に応じて、的確な警戒警備、警衛警護警備を実施し、対象の安全を確保したことから、達成状況を◎、「達成」としております。

次に業績指標2でございます。

こちらの達成目標につきましては、「主要警備対象勢力に係る犯罪の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。」としておりました。この点につきましては、まず、令和3年度中のオウム真理教に係る事件の検挙件数・人員ですけれども、3件3人ということで、過去5年間の平均を上回っております。

一方で、極左暴力集団に係る事件と右翼運動に伴う事件の検挙件数・人員につきましては、過去5年間の平均値を下回っております。

したがって、達成状況としては△、「達成が十分とは言い難い」といたしました。

この極左暴力集団と右翼に関して検挙数が少なかった原因について、確たることはなかなか言えないのですが、令和3年中はオリパラ大会が開かれたということで、大会に関する不審動向等の関連情報の収集・分析に注力しておりまして、違法行為の検挙というよりは、不法事案をそもそも発生させないということに注力した面もございます。

例えば、右翼活動家が外国要人の宿泊している場所に接近するといった情報を入手した場合には、警戒要員を厚く配置するなどにより、各種不法事案を防止するというように、未然防止に力を入れたところです。

そこで、この検挙件数・検挙人員を過去平均並みの水準とするという達成目標自体が適切かどうかという疑問が生じ得ると思います。何人かの委員の先生方からも、同様の御指摘をいただきました。

極左暴力集団や右翼等の主要警備対象勢力でありますけれども、依然として「テロ・ゲリラ」や違法行為を引き起こすおそれがありまして、警察としては、この動向を注視する必要があると考えております。こうした勢力による違法行為を抑止し、対象勢力の組織や構成員に打撃を与えるという意味で、違法行為の検挙は有効であると考えておりますし、また事件捜査を通じて、対象勢力の実態解明を推進することができるという意味でも重要であると考えております。

一方で、事件の評価につきましては、数とは別に、検挙した被疑者の組織内での地位や、壊滅に至った組織インフラの中身、あるいは対象組織に与えた影響といった定性的な評価についても重要であると考えておりまして、令和4年度につきましては、こうした検挙事例、内容も踏まえた達成目標に修正してまいりたいと考えているところでございます。

業績指標2は△と評価いたしましたものの、事例2にありますとおり、極左暴力集団に係る事件につきましては、革労協反主流派の最高幹部を検挙するとともに中央拠点を摘発して、組織の実態解明に努めたところでありまして、また事例3、これは暴騒音楽条例違反の検挙でございますけれども、この事件検挙は、平成25年9月以来久しぶりと

なります暴騒音条例違反の検挙でございまして、右翼の活動家に対する一般予防効果も認められたところであります。

また、さらに前述のとおり、オリパラ等の大規模警備において、各種警備犯罪の未然防止を図ったということで、全体としては○、「相当程度進展あり」と評価したところであります。

今後、来年のG7サミットや2025年の大阪・関西万博を見据えまして、引き続き、各種訓練の徹底、装備資機材の充実強化、主要警備対象勢力に対する的確な対処を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、業績目標2「災害への的確な対処」について説明申し上げます。

こちらの業績指標1であります。関係機関との合同訓練の実施件数について、5年平均を維持するということ達成目標といたしました。

令和3年度中は、長期間、コロナの影響による緊急事態宣言や蔓延防止措置等が発令されておりまして、訓練の実施が難しい状況でありましたけれども、可能な範囲で、広域緊急援助隊合同訓練を実施いたしまして、各種実践的訓練と関係機関との連携を行ったということで、達成状況としては○、「おおむね達成」といたしました。

続いて業績指標の2でございます。これは的確な災害警備活動を推進するということ達成目標としております。

令和3年中ですけれども、2月の福島県沖を震源とする地震、それから7月1日から大雨、8月の台風9号・10号等に対しまして、いずれも所要の体制を確立して災害警備活動に当たりましたことから、目標を達成したものとし、◎、「達成」と評価したところでございます。

業績目標全体としましては、おおむね目標に近い実績が示されていると判断いたしまして、○、「相当程度進展あり」といたしました。

引き続き、関係機関との連携強化、各種訓練の徹底、必要な装備資機材の整備、体制の強化を行いまして、大規模自然災害が発生した際には、的確な警備措置を推進するように努めてまいりたいと思います。

最後が業績目標3、「対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処」でございます。

こちらの業績指標1は、「国内外の機関との情報交換をはじめとした関係機関との連携を強化する。」ということでありまして。こちらの実績の欄に幾つか事例を書かせていただきました。

この順番のとおりに幾つか申し上げますと、まず一番上、経済産業省や米国治安情報機関と共同いたしまして、経済安全保障に関連する講演を行っております。

それから、オリパラ大会に関しましては、外国治安情報機関等と情報交換を積極的に実施しておりますし、入管や税関等の機関と連携して水際対策を実施し、テロリストの入国阻止を図りました。

また、次の事例ですが、G7各国との会合、それからP S I阻止訓練、これらにも積極的に参加したところであります。

一部、コロナの影響により中止となったものもございますけれども、国内外の関係機関との情報交換の連携は強化されたと評価いたしまして、○、「おおむね達成」といたしました。

続いて業績指標2ですが、こちらの達成目標につきましては、「北朝鮮による拉致容疑事案等、大量破壊兵器等関連物資等の不正輸出事案等の対日有害活動に対する取組を推進する」としております。

事例1に記載しましたが、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について、都道府県警察に対する指導を実施するとともに、都道府県警察や警察庁のウェブサイトを活用し、広く情報提供を求めるなどして、関連情報の収集、捜査、調査を推進いたしまして、令和3年度中には3名の方の発見に至り、いずれも北朝鮮による拉致ではないということを確認しております。

また、事例2ですけれども、7月には、大量破壊兵器の開発に使用されるおそれがあるとして経済産業大臣による輸出許可を要することと通知を受けたサーボモーターを、経済産業大臣の許可を受けずに中国に輸出しようとしたということで、当該機器の製造販売会社役員を外為法違反（無許可輸出未遂）で検挙しております。

大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案についての捜査を推進して、おおむね目標を達成したと考えられますので、「おおむね達成」と評価したところでございます。

そこで、業績目標全体としては○、「相当程度進展あり」と評価いたしました。

我が国に対する国際テロの脅威は引き続き継続しておりますほか、近年では我が国が保有する先端技術等の機微情報を入手するために、懸念国が諸活動を活発化させております。また、拉致容疑事案等についての捜査・調査等が急がれるところでございます。

引き続き、情報収集・分析体制を強化いたしまして、内外の関係機関と情報交換を推進し、事案の解明に当たりたいと思っております。

警備局からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

(木村座長)

どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について、御質問、御意見等おありの先生がいらっしゃいましたらお願いいたします。

野口委員お願いいたします。

(野口委員)

御説明どうもありがとうございました。

事前のやり取りの中で、△としていただいた指標についての意見が出ていて、私も意見をお出ししましたが、検挙事例等も含めた達成目標に修正していただくということで御配慮いただき、本当にありがとうございます。

事案の未然防止が進むことは我々市民にとっては大変ありがたいことですが、未然防止が推進されるとこの数字が落ちてくるということで、指標そのものを変えていかなければならないところかと思えます。

全体として、警察行政の政策評価というのは、一般行政部局の評価とは異なり、件数で評価するというシンプルな形では考えられない事項が多いように思います。今回、この目標は見直す方向で御検討いただいているということですが、他にもおそらく見直した方がいい項目があるのではないかと感じますので、継続的に行われている評価について、大きく評価の指標を変えていくのは難しいということもよく承知しておりますが、やはりどこかで、警察行政の評価はどうしていけばよいかという議論は行った方がいいのかなという感想を持ちました。以上です。

(木村座長)

野口委員どうもありがとうございました。

実は、私もこの△に関して、そもそも達成目標の在り方に問題があるような印象を持ったのですね。野口委員の御意見と繰り返しになってしまいますが、検挙事例も踏まえた達成目標に修正するというので、非常に良いことだと思うのですが、どのような事例があったかを目標に設定することは、数字にしにくい部分であり、結構難しいのかなと思っております。

ですので、どのように見直していくのか、御苦勞をおかけすることになるのかもしれませんが、きちんと成果が上がっていることが的確に示されるような目標にしていればと思いました。

他の先生方はいかがでしょうか。内山先生お願いいたします。

(内山委員)

今木村先生や野口先生がおっしゃったことと関係するのですが、EBPMや政策評価を専門としている観点から、この指標については、確かに難しいところがあると考えております。

事例も踏まえた達成目標にするという方針について、私も同意いたします。定性的な指標、今回で言えば事例を指標とする場合、その指標の測定の妥当性・客観性をどのように担保するか、ここで困難が生じてきます。例えば、業績指標1の「警備対象の安全を確保する」、これは定性的な指標になっていますが、この指標についての達成状況の測定は比較的容易だと思います。一方で、災害についても、定性的な、事例での指標を

出されているのですけれども、やはりこの定性的な指標というのは、達成状況を客観的に測定するのが難しいものなのです。

20年前、政策評価が導入されたときには、定量的な指標を入れよと散々言われましたけれども、これは定性的な指標がだめで、定量的な指標がよいということではなくて、問題は測定の妥当性・客観性をいかに担保するか、という点にあります。私も定性的な指標それ自体が問題だとは思いませんが、測定の妥当性をどう担保するか、これが難しいところです。

今回そのようなことはないと思いますけれども、定性的な指標の評価の場合には、恣意的な評価であると言われるおそれがありますので、評価の客観性・妥当性を担保するために、なぜそのような評価をしたのかという説明、つまり恣意的な評価であるとの批判を避けるためにどうしたらいいか、これはかなり工夫が必要だと思います。

業績目標2の災害対処についても、災害警備活動の実施状況という定性的指標が用いられています。事例研究の方法論の観点から言いますと、災害警備活動がどの程度円滑に実施されたか、あるいはどの程度被害を最小化できたかというようなことを指標化できないか、その上で、どのような条件があれば円滑な実施が可能となるのか、例えば、現場でこういうトラブルがあったとか、あるいはスムーズにいったとか、事例をいくつか見て、どういった条件があれば円滑に実施できるのか、また、被害を最小化できるのか、そういうことが分析できれば非常に有効だと思います。

政策評価というのは、しばしば評価それ自体が目的になってしまっていると言われますが、やはり新たな政策の立案や既存の政策の修正にいかに関与するかということが大事ですので、どういう条件があれば、災害対処が円滑に実施できるか、どうやったら効果が上がるかといった定性的な条件を抽出することができれば、施策の改善に結びつくわけです。

要するに成功事例、グッドプラクティスと言ってもいいかもしれませんが、それらに共通の条件を抽出したり、あるいは成功事例とあまりうまくいかなかった事例とを比較分析したりすることで、何が成功をもたらすのかという条件を見出し、こうしたことを特に各都道府県警察にフィードバックしていく、こういうことができれば、非常に政策評価の意義が向上すると思います。

さらに、業績目標3の国際テロについても同じことが言えると思います。確かに、この分野は情報を出すのが難しいということはよく承知しておりますが、達成状況の測定の妥当性・客観性を担保すること、そして施策の改善に結びつく定性的評価とすることを念頭に置いていただくと、定性的な評価でも有効になってくるのかなと思います。

(森元審議官)

ありがとうございます。

内山先生から御指摘いただきました測定の妥当性というところ、確かに我々も難しい部分が多いと感じておりますけれども、例えば、お話しいただいた災害警備活動でございますけれども、最近では毎年必ずと言っていいほど大きな災害が発生しておりますので、その都度様々な課題を発見し、これを一つ一つ解決することで、我々なりに災害警備活動の高度化を図ってきていると感じております。

例えば、災害の現場では、警察のみならず、消防や自衛隊も活動いたしますけれども、かつては、どうやって各主体の活動を調整するか、例えば区域分けをどうするかなどの問題があると言われておりましたけれども、平成の終わり頃、現場近くに合同調整所というものを作って迅速に調整をし、速やかにそれぞれの持ち場を決めて実施しようということになりまして、現在ではこれが定着してきております。

そういった色々な課題が毎年一つ一つ見えてくるところでございますので、例えば、各年度の実績評価を行う中で課題を抽出し、それを次の年度の目標に的確に反映して、その課題についてどれほどの進展が見られたかを評価するなど、少しでも測定の妥当性が担保されるよう、引き続き考えてまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

(木村座長)

どうもありがとうございました。他に今までの点で何かあればお願いいたします。

それでは森元審議官どうもありがとうございました。

続いて、議題7「安心できる IT 社会の実現」の部分についての御説明をお願いいたします。

(岡部理事官)

ここで説明者の交代をさせていただきます。

原田サイバー警察局担当審議官です。

(原田審議官)

サイバー警察局担当の審議官をしております原田と申します。よろしくお願いたします。

私からは、資料の3-1の要旨5ページ、基本目標7「安心できる IT 社会の実現」、業績目標1「サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止」について御説明をいたします。

この業績目標に関しましては、達成のために行った主な施策は、資料に記載のとおりでございます。

その評価につきまして、まず業績指標1「サイバー犯罪対策に係る取組状況」につきましては、令和3年度中に実施した事例を御紹介いたしたく存じます。

事例の1件目は、ランサムウェアの被害防止対策でございます。

ランサムウェアの被害とは、コンピューターの中に保存しているデータを暗号化するようなソフトを仕込まれてしまい、それにより暗号化されたデータを復号する、つまり元に戻す対価として、身代金のような金銭を要求するというものであります。場合によっては、要求を断ったらそのデータをリークするというように、二重に恐喝するようなものもございます。

こうしたランサムウェアに係る被害の防止対策につきましては、ランサムウェア被害を受けた企業や団体に対して令和3年に実施したアンケート調査の結果等を踏まえまして、警察庁ウェブサイトにて特設ページを設け、電子メール等への警戒、あるいはOS等の脆弱性対策など、ランサムウェアによる被害を未然に防止するための対策をお示しし、注意喚起を行ったところであります。

事例の2点目は、警察への通報を促進するための取組であります。

一般財団法人日本損害保険協会等と連携して、サイバー犯罪の被害について警察への通報が行われるよう、リーフレットを用いた広報啓発を行うなど、被害の防止と事案の通報を促す対策を推進したところでございます。

これら2事例に代表されますように、警察庁におきましては、関係機関等と連携をしてサイバー犯罪対策を進めておりますことから、達成状況を○としております。

次に、業績指標2「サイバー攻撃対策に関する取組」につきましては、令和3年度中に実施した事例を御紹介いたします。

事例の1件目は、サイバー攻撃集団に関する注意喚起の実施でございます。

警察庁では、令和3年7月に内閣サイバーセキュリティセンター、これはNISCと呼んでおりますが、ここと連携をいたしまして、APT40というサイバー攻撃集団による攻撃に関する注意喚起を行いました。

この注意喚起においては、基本的な対策を徹底することのほか、被害が確認されていない場合であっても、不審な動作を検知したときには警察に相談することを呼びかけるなど、広報啓発を行ったところでございます。

事例の2件目は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるサイバー攻撃対策でございます。

サイバー攻撃を想定した関係事業者等との共同対処訓練を実施いたしましたほか、大会期間中、24時間即応できる体制を整えて臨むなど、サイバー攻撃への対応に万全を期したところであります。

これら2事例に代表されますように、警察庁におきましては、関係機関等と連携し、サイバー攻撃対策を進めてまいりましたことから、達成状況を○としております。

いずれの業績指標も達成状況を○といたしまして、おおむね目標を達成したところと考えておりますが、サイバー空間の脅威は、依然として厳しい状況にございます。

例えば、警察では、サイバー空間において脆弱性等を探知するための不審なアクセスを観測しているところですが、そうした不審なアクセスの件数は、令和3年に過去最多を記録しております。また、サイバー犯罪等に関する相談受理件数も高い水準で推移しております。

こうした厳しい情勢の中で、サイバー空間と実空間の融合は、今後ますます進展していくと考えられることから、警察庁では、引き続き、サイバー空間の安全・安心の確保に向けて、資料記載の施策を推進してまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上となります。

(木村座長)

どうもありがとうございました。

では、今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

内山委員、お願いいたします。

(内山委員)

先ほどの警備に関する議論と同じ話になりますが、サイバーに関する評価においても定性的な指標が用いられております。この経緯については私もよく了解しておりますし、サイバー犯罪は暗数が多く、定量的な評価は難しいということもよく承知しております。

ただ、繰り返しになってしまいますが、定性的な指標については、第一に測定の妥当性・客観性を担保できるようにすること、そして、第二に施策改善に有効な評価とすること、ここが大事になってくると思われま。

さらに、測定の妥当性・客観性については、どのような場合に◎で、どのような場合に△なのかという基準をある程度客観化しておくべきではないかと思ひます。定性的な指標であっても、評価の基準を明確にした方が、より対外的な説得力が増すものと思ひます。

それから、施策改善への有効性ですが、これも先ほど述べたとおり、うまくいった事例やうまくいかなかった事例を比較することにより、どのような場合に効果的な施策が展開できるのかを分析する、こうしたことが政策評価の意義を高めるという観点から大事であると思ひます。

今般の政策評価審議会の提言は、形骸的な評価には意味がないので、より負担が少なく、かつ実質的な、意義のある評価をするという方針に基づくものだと思いますので、単に評価をすればよいというだけではなく、やはり、今後の施策改善に生かす評価を実施していただければと思ひます。

それからもう1点、社会科学の方法論の観点から申し上げれば、事象それ自体の定量的な把握が困難なものについては、専門家による評価を行うことで定量化するという手

法があります。例えば政治学では、各国の様々な政党がどのような政策位置、ポジションをとっているのかということについて、直接各党の公約を分析するというやり方もあるのですが、それでは非常に複雑で難しいということで、各国の政治学者にアンケートを実施して、「〇〇党は1から5のうちどこに位置すると考えられますか」といった質問をするというように、専門家にサーベイを行って定量化するという手法が社会科学の方法論として確立しています。飽くまで例えばという話であり、実現可能性は分かりませんが、日本のサイバー犯罪対策について各国の専門家から意見を聴取する、といった評価手法も論理的にはあり得ると思います。

(木村座長)

ありがとうございます。
審議官何かございますでしょうか。

(原田審議官)

ありがとうございます。
まず、指標につきましては、先生からもお話がありましたように、若干の経緯がございますので、確認的に申し上げますと、もともとサイバー犯罪の検挙件数及びサイバーテロの発生件数といった指標は、今回の参考指標に入れているものもございますけれども、平成27年度まではこうした指標を業績指標としておりました。
しかし、警察庁政策評価研究会において、サイバー犯罪には暗数があることや、実害が発生していないものも件数に入ってくることで、また、テロにつきましては、国内の事業者等に対するサイバー攻撃事案は頻発しているという状況の中で、サイバーテロの発生件数自体が0であることを捉えて「業績指標を達成した」と評価することへの違和感があること等の御指摘をいただきましたことから、こうした御指摘を踏まえまして、平成28年度以降、実績評価書において、従前の業績指標を参考指標に変更し、今のような定性的な評価に変わってきたという経過がございます。
しかしながら、定性的な評価であっても、どのような評価方法がよりよいのかという点については、先生の御指摘も踏まえつつ、引き続きよく勉強してまいりたいと考えております。

(木村座長)

ありがとうございます。
野口委員お願いします。

(野口委員)

御説明どうもありがとうございました。

私も日本人の一人として、サイバーの領域というのは、これからますます脅威が増していくことから、対策を講じていかなければならない重要分野だということがよく分かっています。私は予算について素人ですので教えていただきたいんですけども、資料3-2の実績評価書の20ページに予算が記載されており、令和4年度の当初予算は、金額としては下がっています。

これは、別のところで手配がなされているから大丈夫なのか、むしろどんどん予算をつけてもらい、施策を頑張っていかなければならないとも感じるのですが、このあたりの事情で教えていただければよろしく願いいたします。

(原田審議官)

ありがとうございます。

お尋ねのところ、今手元に詳しい数字がないのでございますけれども、予算につきましては、まず補正予算との組み合わせでどの程度確保できているかという観点がございます。

ただ、4年度は補正予算が0になっておりますので、どういうことかと申しますと、この手の予算の中身を見ると、システムを更新するための予算等により、まとまった額が一括で計上されているケースがあり、翌年度はその予算が計上されないために額が落ちるといったこともありますので、この予算額が減っていることで対策が弱くなったかのように見えるかもしれませんが、実際にはこのような事情もございますので、御理解いただければと存じます。

(野口委員)

ありがとうございました、よくわかりました。

(木村座長)

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。横山先生お願いいたします。

(横山委員)

御説明ありがとうございました。

素人的な質問なのですが、サイバー犯罪は、被害は国内で起きるにせよ、犯罪者そのものが国内にいるのか、それとも海外にいるのかというのは、非常に予測が難しいのではないかと推測しておりまして、実際に事前分析表の「サイバー事案対策の強化」の部分を見ると、業績指標である「国際連携に係る取組状況」について、様々な他の国との国際捜査の連携をしていらっしゃるかと記載されています。ここで、そもそものところを教えていただきたいのですが、国内で完結する事案と国際連携を行わなければ手が打て

ない事案は、比率としてはどのようになっているのか、要するに、国際連携まできちんとやらなければ本質的に解決できないものなのか、そのあたりの感覚が目標設定にも関係すると思いましたので、お伺いしている次第です。

すみません、お答えが難しいのかもしれませんが。

(原田審議官)

なかなかお答えが難しいのですけれども、比率自体について、すぐに出せる数字というのはちょっとございません。

多々お尋ねをいただいたところですが、まず国内で完結する事案、こうしたものもございます。例えば、国内における不正アクセス事案として検挙していく事案も当然ございます。

一方で、国際的な連携がなぜ必要かということですが、もう皆様御案内のことと思いますけれども、インターネットの世界には国境がございませんので、海外から日本に対して悪さをしてくるという事案も発生するわけでございます。

そうした事案は、一国で対応することはなかなか難しく、場合によっては、被疑者は国外にいるという場合もございます。このような事案に対しては、各国が連携して力を合わせ、何とか被害を防止しよう、あるいは検挙しようということでやっております。

したがって、私どもとしても、サイバーに関する対策を進める上で国際的な連携は不可欠だと考えており、この国際連携を我が国としてしっかり進めていくために、今年度、サイバー警察局あるいはサイバー特別捜査隊といったものが必要だということで組織を改正したところでもございます。

今回の業績指標において挙げている事例の中で、例えば、サイバー攻撃集団 APT40 による事案についてパブリックアトリビューションを行った事例については、国外もにらみながら対策を進めていかなければならない事例の一つとして御紹介できるかと思いますが、このように、サイバーに関する対策をしっかりと進めていく上では、国際連携というものは欠かせませんので、比率の問題ではなく、こうしたことまできちんと目を配らなければ、我が国におけるサイバー空間における安全と安心を守っていくことはできないと考えているところです。

(木村座長)

ありがとうございました。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、原田審議官、どうもありがとうございました。

(原田審議官)

ありがとうございました。

(木村座長)

続きまして、議題2に移りたいと存じます。

警察庁から御説明お願いできますか。

(岡部理事官)

議題2に移る前に、議題1について一部補足がございます。

冒頭、私が申し上げればよかったです、この場をお借りして補足いたしたいと思
います。

ここまで、令和3年度の実績評価書について御説明してまいりました。

評価書の記載内容については、この場で各局審議官から御説明させていただいたと
りでございますが、今年度は新たな試みとして、業績目標ごとに過去の主な取組、現状
分析、今後の取組を整理した資料を新たに作成しております。今、画面に出ているか
と思います。

特殊詐欺に関するものを例としてお示ししておりますけれども、こちらは、従来から
作成している評価書の様式にとらわれない、分かりやすい政策評価を目指して、試みに
作成しているものでございます。

こちらの特殊詐欺の例で申し上げますと、例えば、過去の主な取組の被害防止対策の
部分に記載のとおり、様々な広報啓発をこれまでやってきておりますが、やはりまだ騙
される方がいらっしゃいます。そこで、特殊詐欺は電話で始まるということを考えます
と、その被害防止のためには、そもそも犯人からの電話を受けないための対策が大事な
のではないかと、あるいは、詐欺の電話を看破するための対策が重要なのではないかと、こ
ういった問題認識のようなものを真ん中で表現いたしまして、それに対するアプローチ
として、今後の取組の欄の被害防止対策のところでございますけれども、最初の2つに
記載されているように、迷惑防止迷惑電話の防止機能を有する機器の設置を促進しよ
う、あるいは、AIを活用した通話データの解析による特殊詐欺が疑われる電話の警察へ
の通報や家族への連絡を実施していこう、というように記載をしております。

このように、各業績目標について、大枠としては「引き続き推進」という方向性です
が、細かく見ていくと、課題の所在に応じて、特に重点的に取り組むべき事項、重心の
かけ方といたしますか、そのような事項がありますので、それをよりわかりやすく表現し
てみようということで、試みに作成いたしました。

こちらの資料につきましては、その実質的な内容が今後大きく変わることはないと思
解しておりますけれども、なにぶん初めて作るものでございまして、資料としての見や
すさ、あるいはわかりやすさといった観点から、依然として改善の検討を進めていると
ころでございます。

完成いたしましたら、改めて委員の先生方にお届けをしたいと考えております。よろ
しくお願いいたします。

議題1についての補足は以上でございまして、続いて議題2について御説明をさせていただきます。

議題2は、「令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表について」でございます。資料4になります。

こちらの事前分析表は、今年度の実績評価書を作成しない施策も含めて、その指標をモニタリングすることが主な役割となっております。ここでは、業績指標の変更について御説明をさせていただきます。

まず、基本目標の7「デジタル社会の安全・安心の確保」につきましては、警察庁における今春のサイバー警察局の設置等の組織改正、あるいはサイバー空間が一層公共空間化している現状等を踏まえまして、基本目標、業績目標を更新するとともに、指標については、重大サイバー事案と認められる事案数、国際捜査共助の要請・受理件数等を参考指標として追加しております。

また前後いたしますけれども、基本目標6「犯罪被害者等の支援の充実」、こちらについては、第4次犯罪被害者基本計画を踏まえまして、参考指標の一つである被害相談専門要員につきましては、従前から把握していた臨床心理士資格を有する要員の配置数に加え、新たに公認心理士資格を有する要員の配置数も併せて把握することとしました。

そのほか、モニタリングを実施した施策において、業績指標等の変更はありません。事務局の私からは以上でございます。

(木村座長)

どうもありがとうございました。

では、ただいまの点について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

(岡部理事官)

よろしいでしょうか。

それでは、特に御質問等なかったとお見受けいたしましたので、最後に報告事項3の方に移らせていただきます。

原田審議官については、ここで退席をさせていただきます。

それでは、報告事項3について、引き続き事務局から御説明いたします。

報告事項3は、「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言」についてです。資料5を御覧ください。今画面に表示させていただいているものが概要でございます。

こちらは、急速に変容していくこの社会において、行政の無謬性から脱却し、政策の柔軟な見直し・改善を機動的に行う、こういった新しい政策評価・政策形成の在り方について、総務省の審議会である政策評価審議会で検討し、提言として取りまとめられたものでございます。

これまでも、先生方のお話の中で一部言及があったと理解しております。

この提言においては、現在の政策評価がいわゆる形式的な評価書の作成作業に終始し、政策の改善等に生かされていないのではないかと、このような問題意識から施策単位の目標管理型評価、まさに本日御議論いただいた評価でございますけれども、こちらのやり方を見直しまして、行政事業レビューと一体化するなど、これまでのやや固定的・画一的な評価プロセスからの脱却を目指すということがうたわれているところです。

現時点では未確定の事項も多く、具体的な内容はこれから検討していくこととなりますが、令和5年度の政策評価実施計画を含め、来年度以降の国家公安委員会及び当庁における政策評価の在り方につきましては、今後、総務省と連携しながら、よりよい評価、あるいはよりよい評価方法を目指して議論を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

こちら、今後の議論の中で、委員の先生方の御知見をお借りすることもあるかと思えます、御助言いただくこともあるかと思えますが、その際は是非御協力を賜ることができると幸いです。

私から以上でございます。

(木村座長)

御説明ありがとうございました。

今の点について、委員の先生方からいかがでしょうか。何かあればお願いいたします。

野口委員お願いいたします。

(野口委員)

本当に単なる感想なのですが、この点に関しても、やはり一般行政部局と警察とでは随分状況が違ってくるのではないかと感じております。政策評価の前提としてエビデンススペースというものがありませんけれども、様々な情報や資料がデジタル化されているということが前提となり、電子手続といった議論にもつながっていくだろうと思われるところですが、警察行政の中に存在する情報や資料、様々な文書というのはマニュアルのものが多く、かつ、デジタルにしない方がよいものも多いと思います。

そうしたことを考えますと、一概にデジタル化、電子化という議論に安易に乗らない方がよい側面がこの領域にはたくさんあると思われまますので、オールジャパンで電子化・デジタル化という方向に強い勢いで推進力がかかっていますけれども、特殊な事情を持っているのが警察の領域ではないかなという気がいたしました。

ありがとうございました。

(木村座長)

理事官、何かございますでしょうか。

(岡部理事官)

ありがとうございます。今先生御指摘いただいた点、まさにごもつともだと思っております。

他方でEBPMという観点から申し上げますと、我々が政策を形成する上で、何を知らたいのかというのを考え、そこから逆算するとどのようなデータが必要なのかという話になると思います。いわゆるデジタル化をするかどうかということは別としても、どういうデータが必要か、どういうデータを確保していかなければならないのかということについては、本日先生方の御助言、御意見を伺いながら感じることでありますが、当庁としてもさらに研究していかなければならないと思っております。

これは不断の取組として、今後も研究を重ねてまいりたいと思っておりますので、引き続き、御指導賜れば幸いです。

よろしく願いいたします。

(木村座長)

ありがとうございます。他の先生方いかがでしょうか。

内山委員お願いします。

(内山委員)

つい先日、警察庁の行政事業レビューの会議にも参加させていただきました。これは常日頃感じていることでしたが、政策評価は官房企画課の所管で、行政事業レビューは会計課の所管で、やることが正直重複しています。実は、行政事業レビューでも特殊詐欺を扱っており、そちらでも色々申し上げたところなのですが、会計的な面と企画的な面の両方から見るということは大事であるものの、やはり技術的に連携させていくことが必要だと思います。

加えて、警察におけるEBPM、これは野口先生がおっしゃったとおり、情報がどこまで出せるかという制約が確かにあるのですが、その一方で、この点も行政事業レビューの会議でも申し上げたところですが、イギリスでは警察分野もEBPMが進んでおります。

以前申し上げたかもしれませんが、英国にはCollege of Policingというものがありまして、日本で言えば警察大学校、特に警察政策研究センターに該当するところかと思いますが、この機関において、例えば、EBPMの基本的な手法であるランダム化比較試験を用い、警察官にボディーカメラを装着させた場合にどういった効果が生まれるのかについて、一定のサンプルをもとに実験を行い、施策の効果があつたならば施策を実際に導入するというように、社会科学的なEBPMの手法を使い、様々な政策の効果検証を行

っております。是非参考にさせていただいて、効果的な施策というのを考えていただきたいと思います。

特に、今日出てきた特殊詐欺に関しては、行政事業レビューの会議で申し上げた点と重なるのですが、被害に遭いそうな方に行う声かけをについて、特に犯罪グループから入手した名簿を基に被害に遭いそうな方に声かけをする、あるいはコンビニとか銀行等で声かけをしていくという手法があると思いますが、どのような声かけをするのが詐欺を防ぐのに一番効果的か、こういう点はEBPMの一つの手法である「ナッジ」によくなじみます。「こういう言い方が相手の心に響く」というような要素がありますので、そうした手法を使っていくと、限られたリソースを有効に展開する非常に有効な施策が実施できるのではないかと思います。

長くなりましたけれども、まさにこの提言にあるように、政策評価を形骸的なものに終わらせるのではなく、実質化していき、是非今後、我が国の治安確保へ向けた施策の改善に向けて、EBPMによる政策評価を推進していただければと思います。よろしく願います。

(木村座長)

ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

以上で議論が終了いたしましたので、進行役を事務局に戻したいと存じます。

よろしく願いいたします。

(岡部理事官)

ありがとうございます。

ここまでで、本日予定の一連の議事が終了となります。

当庁側出席者等で何か御発言等ありますでしょうか。

それでは、これをもちまして第39回政策評価研究会を終了させていただきます。

本日は御多忙の中、御出席、御議論いただきまして、まことにありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。